

信頼の倫理的考察  
(要旨)

広島大学大学院文学研究科  
博士課程後期 人文学専攻

d105236

奥田秀巳

本論文は、信頼を倫理的に考察することにより、信頼研究の基礎部分を論じるものである。本論は4章より構成される。

第1章では、近年の信頼研究の傾向と、本論がいかなる狙いを持って信頼を考察するのかを明らかにする。まずわれわれは近年の信頼研究がいかなる形で論じられているかについて考察する。近年の信頼研究の多く（特に経済学および社会学の分野における研究）は、信頼をわれわれが信じる対象を合理的に選択する態度として論じている。しかし信頼の、われわれに意識されることなく、どこともいえない、〈そこ〉に存在するという性質を踏まえれば、信頼は合理的な選択の態度ではなく、あくまでわれわれの生の不可避な事実として論じられなければならないということを明らかにする。

また、信頼をリスクと結び付けて論じる研究についても考察する。そもそも、近年の信頼研究の活発化は、リスク研究の活発化と結びついており、科学技術の発展により生じたリスクを判定する専門家や、専門家の持つ専門的知識に対する信頼、つまりシステム信頼に対する注目に起因している。しかし、こうしたシステム信頼についての研究は、われわれの信頼という態度がいかなるものであるのかということについての考察を欠いており、この意味で、こうしたシステム信頼についての研究は基礎づけを欠いている。本論はこうしたシステム信頼についての研究が欠く信頼研究の基礎づけを試みるものであり、信頼という態度がいかなるものであるか、つまり、信頼の持つ意味を考察することを目的にするということを明らかにする。

第2章では、信頼を考察するために、まずルーマンの信頼論を手がかりにする。また、こうしたルーマンの信頼論を考察する過程で、ジンメルやギデンズの信頼論についても考察する。彼らの信頼論を考察することによって明らかにするのは、信頼とはわれわれの日常生活の背後に存在する膨大な可能性を考え

ないことであるということである。しかし信頼をルーマンが複雑性の縮減という言葉で表したように、可能性を考慮しないこととして捉えるのはよいとして、信頼や信頼の基礎となる慣れ親しみがいかにしてわれわれに可能になるのかが問われる必要がある。

第3章では、われわれのこうした信じる態度がいかにして可能になるのかを論じる。ここで明らかにされるのは、こうした信じる態度は最初期には基本的信頼として、幼児期の養育者との関係によって形成されるということである。われわれはこの基本的信頼をもとにして、日常生活における情緒的な保護被膜である存在論的安心を形成する。この点を確認するために、われわれは存在論的安心の基礎となる基本的信頼を形成する幼児と養育者との関係を、エリクソンとウィニコットの理論、およびそれを総合的に考察したギデンズの理論をもとにして考察する。さらにわれわれは特にウィニコットの理論に注目して、潜在空間における外的現実への対応過程において、われわれが幼児期に基本的信頼を形成し、存在論的安心の基礎を形成することを明らかにする。こうして基本的信頼に基礎づけられて形成される存在論的安心は、現象学における「括弧入れ」と密接に関係している。こうした「括弧入れ」と存在論的安心の関係をわれわれはギデンズや、シュッツの主張をもとにして考察する。存在論的安心とは、日常生活における膨大な可能性の括弧入れを可能にする態度である。この存在論的安心のもとで、われわれはこの世界における多くの事象を自明視し、慣れ親しみという態度を構成しているのであり、必要以上の可能性について考慮することなく日常生活を営むことが可能になっている。この存在論的安心に基礎づけられた慣れ親しみをもとにして、われわれは何かを信頼ということが可能になるのである。

さらにわれわれは、基本的信頼や、存在論的安心の検討を通して、われわれ

の信じる態度が根本的には実存的不安の打ち消しにあるということを明らかにする。われわれは世界の法外な可能性に正面から対峙することはできないのであり、こうした法外な可能性にさらされた場合、われわれは不安という気分押しつぶされてしまう。不安は、われわれの実践感覚を麻痺させるものであり、自己の存在の連続性への信仰を脅かすものである。こうした自己の存在の連続性に対する不安をギデنزは実存的不安と呼ぶが、われわれはこの実存的不安を打ち消すことなしにはあらゆる行為をなすことができない。基本的信頼や存在論的安心は、われわれの日常生活における法外な可能性を括弧に入れる態度であり、われわれが実存的不安に直面することを回避し、慣れ親しみに基づくわれわれの日常生活を可能にするものである。われわれの何気ない日常的かつ非意識的な行為ですら、こうした存在論的安心による基礎づけを必要とするのであり、慣れ親しみをもとにして何かを信頼するということも、この存在論的安心によって可能になる。

さらに信頼や慣れ親しみが、存在論的安心という実存的不安の括弧入れに基礎づけられているということは、他者を信頼するということにも関係している。われわれは第4章でこの相互関係における信頼、つまり信頼関係を論じる。人間に対する信頼が他の〈物〉と異なる点は、対象が自由意思を持った〈相手〉であるということである。この点を、われわれは和辻の信頼論を考察することによって明らかにする。また、裏切りの可能性のある相手に期待する以上、信頼する者、信頼される者が存在する信頼関係は、常に裏切りの可能性を内包している。信頼関係は、こうした信頼する者と、その信頼にたいして応える、応えないという選択をすることができる信頼される者との間でなされるという、信頼の相互性を前提にして考察されなければならない。ベイヤーも指摘しているように、信頼とは、信頼に応えない可能性のある自由意思を持つ相手の善意

に期待することなのであり、この意味で、信頼は常に賭けなのである。

自由意思を持ち、裏切る可能性のある存在に賭ける以上、信頼は常に不確実性を内包している。信頼は、契約関係と異なり、明確な内容が規定されていないので、頼りになるのは根本的には相手の善意だけである。よって、信頼はその確証のなさゆえに、傷つきやすいものである。こうした信頼の〈傷つきやすさ〉は、すでにわれわれの期待という態度に内包されているものであるといえる。期待は、期待する相手に自分を引き渡すことである。こうした引き渡しをしつつ、裏切りの可能性を過小評価する信頼は、傷つきやすさをその特徴としている。

われわれは、こうした確証のない賭けをなぜ為すのであろうか。N・ハルトマンが指摘しているように、信頼は、相手を自分に対して信頼に応える者へと方向づける。信頼はこの意味で、相手の自分に対する態度を改造する態度である。信頼の倫理的意義はここにある。信頼は、信頼される者を信頼に値する者として認める態度であり、信頼された者は、信頼に応えることへの責任感を持つ。信頼することは、信頼に値する者であるとみなされる機会を相手に与えることであり、それによって相手との信頼関係を形成する可能性を開く。このようにして開かれた信頼関係形成の可能性により、信頼する者はまた自らも信頼される機会を得て、相手からの信頼に応える責任感を身に着ける機会を得る。つまり信頼は、信頼に応える責任感をもとに、信頼関係において循環している。

こうした循環的な信頼関係を可能にする存在論的安心は、われわれの人間関係の基盤である。存在論的安心なしにわれわれは他者を信頼することができないし、それによって生じる他者の信頼に応える義務感も生じない。信頼は、相手の裏切りの可能性を過小評価する態度であり、信頼関係の実現は、信頼する者の存在論的安心を強化する。信頼関係は、存在論的安心を基盤にして、また

存在論的安心の維持に寄与している。よって、信頼は、倫理的には信頼に応える責任感を基盤にし、信頼関係を形成することを目的にしているといえるが、存在論的には、存在論的安心を基盤にし、実存的不安を打ち消すことを目的にしているといえる。こうした実存的不安の打ち消しは、実存の構造に起因しているという点では、個人の利益を志向したものだといえるが、こうした実存的不安が各人に共通したものであり、その打ち消しが共同的な信頼関係によって実現されるという点では、他者との共同的な利益を志向したものだといえる。

本論で考察した特定の相手に対する信頼には限界もある。われわれが論じた信頼は〈特定の相手に対する期待〉であり、この点でわれわれは、信頼を公共的な〈正義〉や〈善悪〉と結び付けることができない。よって、すでに述べたように和辻が指摘した「悪の信頼関係」の存在は、本論では信頼の限界として位置づけられる。しかし、こうした「悪の信頼関係」の存在が、信頼の倫理的意義を否定することにはならない。というのも、信頼は、われわれの日常的な人間関係を維持し、存在論的安心の維持に寄与しているのであり、この意味で、信頼はわれわれの生を基礎づける態度だからである。

本論は最後まで、信頼を不安と安心を軸にして考察している。信頼は、倫理的には信頼に応える責任感を生み出し、その責任感を基礎にして循環的な信頼関係を形成するという意味を持つが、存在論的には存在論的安心の維持と実存的不安を打ち消すという意味を持つ。そして、信頼の倫理的意義は、この信頼の存在論的意味によって基礎づけられているのである。